

広報



たかのす

第3種郵便物認可 昭和44年5月14日

- ◆発行所 秋田県北秋田郡鷹巣町役場
- ☎ (0186) 2-1111
- ◆編集 総務課秘書係
- ◆発行部数 6,450部
- ◆毎月1日・15日発行
- ◆額面10円 ◆郵便番号018-33
- ◆印刷所 (株)秋北新聞社



ゆで卵を運転者に贈る
沢口支部員
脇神警察官駐在所前で

黄色いタスキをかけた婦人をまじえた
支部役員二十五名が、左右二個所にわかれ
て、沢口特産の卵千五百個をゆでて朝
つのラッシュ時に一台一台に「スタミナと
ゆで卵を配りました。

109

交通安全作戦

No.201
45
8/15

明るい暮らしに
納税貯金

辺地部落に 往診用車代を補助

町では、医療機関（病院など）に恵まれない部落住民の負担軽減をはかるため、七月

一日から「往診用車代に対する補助金交付要綱」にもとづいて車代を交付します。

地方自治シリーズ

住民と地方自治との関係

①住民とは何か

住民とは、地方団体の区域に住所を有する者のことです。われわれ国民は、必ずいそれかの市町村（特別区を含めて）に住所を有しております。したがって、その市町村とその市町村の有する都道府県の住民であるわけです。国民のうち地方団体としての府県や市町村と全く無関係に生活している者は一人もないことは、われわれが国民として国と無関係に生活できないのと同じことです。

住所とは、人の生活の本拠をいうものとされており、人は必ずそういう意味での住所をどこかの市町村の区域内にもつています。先ごろ、学生選挙権の問題から、学生の住所は郷里にあるか就学地にあるのかが

激しく論議されたことがあります。それは、生活の本拠としての住所がどこにあるかを認められることによって、住民としての権利義務をどちらの地方団体に対して有することになるかが異なるからです。人の住所は、地域の認定は、場合によっては容易に明らかにできないこともあります。通常生活の本拠としての住所は一ヵ所とされており、それが人の意思と客観的な事実によって判断すべきものとされています。

地方団体は、これらの住民によって構成されているものであり、住民は、地方団体に対しても一定の権利義務を有することになります。上受診した場合も一回としま

す。つき、次の区分により交付対象地域 主要医療機関からおむね十二キロ以上の遠い距離にある地域とします。

▽緑子地区 || 二本杉、岩谷、東又、西又

▽沢口地区 || 湯ノ岱、吉ヶ沢、下舟木、葛黒、門ヶ沢、与助岱、三ノ渡、黒森、松沢

▽七日市地区 || 深沢、吉ヶ沢、羽立、明里又

▽緑子地区 || 緑子、笠原、中外

移動県庁 緑子地区で

交付対象者

交付対象者は、前記の地域内に住所を有する者で、その地域内において医師の往診を受けた場合とします。ただし、受診者が同一世帯内のときは、世帯主に交付することができます。

交付金額 交付金額は、往診一回（同一分館）

一帯内などで同時に二人以上受診した場合も一回とします。

交付手続き

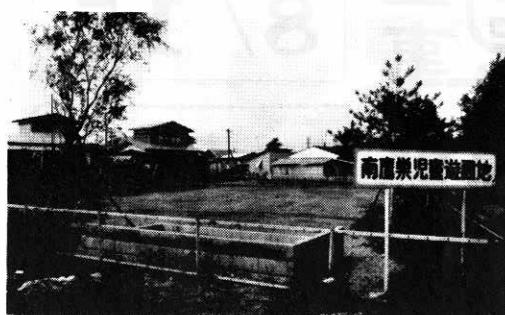
補助金の交付を受けようとする者は、所定の請求書に医師の往診証明書を添えて提出してください。用紙は保健衛生課衛生係で交付しています。

係では、「住民基本台帳」とび国民健康保険被保険者台帳などにより確認のうえ、交付の可否を決定します。

交付金額	地域(部落)名
一、三〇〇円	東又、吉ヶ沢、下舟木、湯ノ岱、葛黒、深沢、大畑(七日市)
一、〇〇円	二本杉、岩谷、西又、森、松沢、羽立、明里又
一、六〇〇円	門ヶ沢、笠原、中外

遊具がいっぱい 南鷹巣児童遊園地

南鷹巣児童遊園地は国道105号線から住宅地東側に726mの広さをもつ適地にあり、昨年末に町内会が労力奉仕で空地を整理し、できたもの。施設利用人員245人。



児童館
遊園地めぐら

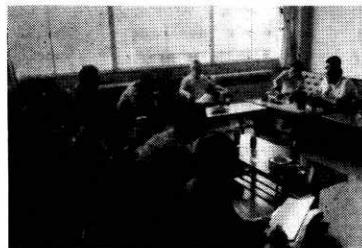


部落の総合センター

岩脇児童館

子ども会の活発な地区で、ぜひ会館がほしいという多年の念願が、親たちや町当局を動かし、7月完成。町では県単位による30万円を補助。工費124万円。建物面積85.1m²、施設利用児童・幼児58名。

広報カメラ



7月23日 全日本大学選抜相撲大会秋田大会が鷹巣農林高校体育館で行なわれる
応接で記者会見

7月30日 県知事、公害問題で明利又地区視察後現地で記者会見

7月31日 鷹巣中学校庭球部が全県優勝駿馬駅頭で町民の歓迎をうける



鷹巣町酪農研究協議会（佐藤正会長）では、八月五日鷹巣町公民館で飼養頭数六百頭突破記念大会を開きました。同協議会ではさらに、三年

酪農研で六百頭突破

広報らん



さらに、綴子酪農グループ（細田敏明氏外十二名）では、県で実施している二十万*報償制度に申し込み、グループ表彰を受けています。

心配ごと相談所

毎週月曜日に開設

電話局
ダイヤル “〇” を
だより



八月は、お盆の前後を最高に一〇〇番が大変混みあいます。そのため回線ふさがりになります。週月曜日（午前十時から午後二時まで）鷹巣町役場一階相談室で「心配ごと相談所」を開設します。

相談を受ける内容は次のとおりです。相談は、無料で相

談にかかる秘密は、かたく守られますので、お気軽においでください。

おいでください。

相談にかかる秘密は、かたく守られますので、お気軽においでください。

買いましょう

たばこは

町内で

（鷹巣電報電話局）

飲酒運転を追放しよう



飲んだら乗らない
乗るなら飲まない
飲ませない

第8回

町民体育祭



とき

8月23日（日曜日）
■集合…午前8時
■入場、開会式…午前9時
■午前10時…競技開始

ところ 鷹巣町営グランド（鷹中）

◎全町8チームに編成、各競技に熱戦が繰り広げられます。多数ご参加ください。

国民年金だより

—年金の納め忘れはありませんか—

拠出制の国民年金は昭和36年からはじまり明年3月で10年になります。制度発足してから以来二度にわたる大幅な改善が行なわれ、特に昨年12月の国会では、いわゆる夫婦2万円年金（月額）の実現を中心に、障害年金や母子年金なども60%のベースアップを行ない画期的な大改正が実施されたことにより、この制度は一般国民の老後の生活を保障する制度として非常に充実したものとなってまいりました。

国民年金は、今後においても、国民の生活水準が向上しますと、それにみあうように、そのつど年金額の改善が行なわれることになっています。

老齢年金は、いよいよ明46年から支給開始されます。この額は、保険料を納付した年月数を基準として裁定されることになり、サラリーマンであれば勤続年数に相当するので、『民年金を忘れて納めないと2年で時効となり、納めたくとも納められなくなります。

これは、勤続年数を放棄したことになり、将来大変損をす

ることになります。

高齢者で任意加入した10年年金の年金額を、左の表でみていただきます。

この表でみられるように、納付済期間が少ないと受ける年金額も少額になり、その額が一生の間続くわけです。どなたでも、老人になります。できるだけ多くの年金を受けられるように、そして、老後の幸福のために年金の掛金（保険料）を納めるように、かけ忘れて時効にならないようになります。

注・原則として、納付する権利は2ヵ年で時効となります。今回特例法により、本年7月1日から47年6月末までの間に限り、現在のペース・月450円を納付すればよいこととなっています。この期間内に滞納のある人は、納めるようおすすめします。

保険料の免除について

大部分のかたがご存じのことと思いますが、国民年金は任意加入を除いて大部分の方は強制加入になっていますので、そのかたがたのなかには、どうしても納めることができない困窮者が含まれている関係上、そのかたがたには、免除の申請をすれば、その年度1年間に限り、掛金（保険料）を免除して、国で半分の国庫負担金を納めてくれることになっています。

これは、滞納してからでは、免除できないので、滞納する前に免除の申請が必要です。

（役場年金係まで印鑑持参のこと。）前年申請免除を受けた人でも、1ヵ年だけなので、ことしも、どうしても納められない人は、新たに免除申請が必要です。

前表で見られるように、滞納した人よりも免除を受けた人は、掛金が同じでも受ける年金が多いので、家庭のつごで納められない人は、今月中に届出ください。

申請免除よりも、納付済期間が多いと、なお多くの年金を受けられますので、前に免除を受けた方でも、10年以内に追納すれば、その当時に納付したと同様になります。

保険料は月450円になりましたが、年金額が高くなるため掛ける保険料も高くなつたわけで、このようなことは今後もあることですから、老後を楽しみにかけ続けて行くようにおすすめいたします。

(年金係)

納付済 期 間	滞 納 期 間	免 期 間	除 期 間	年 金 額	納付済 金 額
10年	0年	0年	0年	60,000円	25,800円
9	1	0	0	34,560	24,000
9	0	1	0	56,000	24,000
8	2	0	0	30,720	22,200
8	0	2	0	52,000	22,200
7	3	0	0	26,880	20,400
7	0	3	0	48,000	20,400
6	4	0	0	23,040	18,600
6	0	4	0	44,000	18,600
5	5	0	0	19,200	16,800
5	0	5	0	40,000	16,800
4	6	0	0	15,360	14,700

④ 納付済金額は昭和46年3月まで納めたものとして計算
滞納額は制度発足の時からの年数の掛金の額を控除した。

●この表は年単位で表わしましたが、年金額は納付した月数で計算されます

新しく町交通安全推進員が決りました。（委嘱期間・46年6月30日まで）
＝敬称略＝

佐々木正義（末広町）石田カネノ（末広町）成田キミ采代町）松山太令（西仲通り）西根鉢雄（花園町）二階堂吉ヨ（西旭町）中島喜代（西住吉町）石井義太郎（西住吉町）相馬文夫（栄町天川清孔元新町）麻木安和（大町）佐藤リ子（新旭町）河田重太（伊勢町）佐藤忠治（舟見町）相馬アヤ子（舟見町）藤原愛（松葉町）檜森正（福住町）桜井一（北新町）三沢勝雄（駅前）

成田和義（太田）照内幸三郎（太田）小坂忠雄（摩当）佐藤ヨシエ（摩当）亀山光雄（田沢）田村ミエ（大沢）田村治代（大沢）加賀喜藏（李岱）本城谷鶴藏（小摩当）綾子地区

成田和義（太田）照内幸三郎（太田）小坂忠雄（摩当）佐藤ヨシエ（摩当）亀山光雄（田沢）田村ミエ（大沢）田村治代（大沢）加賀喜藏（李岱）本城谷鶴藏（小摩当）綾子地区

成田ミネ（東横町）木村清治（西横町）梅田善三郎（旭町）菊地康雄（学校通り）高橋ルリ子（新旭町）河田重太（伊勢町）佐藤忠治（舟見町）相馬アヤ子（舟見町）藤原愛（松葉町）檜森正（福住町）桜井一（北新町）三沢勝雄（駅前）

新しく町交通安全推進員が決ました。（委嘱期間・46年6月30日まで）
＝敬称略＝

佐々木正義（末広町）石田カネノ（末広町）成田キミ采代町）松山太令（西仲通り）西根鉢雄（花園町）二階堂吉ヨ（西旭町）中島喜代（西住吉町）石井義太郎（西住吉町）相馬文夫（栄町天川清孔元新町）麻木安和（大町）佐藤リ子（新旭町）河田重太（伊勢町）佐藤忠治（舟見町）相馬アヤ子（舟見町）藤原愛（松葉町）檜森正（福住町）桜井一（北新町）三沢勝雄（駅前）

新員紹介

昭二（掛泥）村上順（掛泥）村上ミキ（掛泥）坊沢地区 津谷喜市郎（深閑）戸島レイ子（相善）津谷善太郎（羽立）佐藤トシ（大町）佐藤貞夫（新屋敷町）藤原キク（街道町）長崎秀（大向）長崎直（大野尻）桜庭寛（蟹沢）

市町村交通災害共済に加入しましよう

高橋省吾（上町）武内フク（上町）藤島次郎（下町）佐藤元一（小田）佐藤栄子（小田）加賀谷与造（大畑）佐藤ヒナ（本杉）今川清太郎（糠沢）畠山ユキ（下町）佐藤正（昭和）三沢永助（大堤）三沢忠雄（田中）成田ミヨ（田中）大川孝造（新田中）村上

市町村交通災害共済に加入しましよう

（本郷）長岐香寿子（本郷）佐藤光喜（根木屋敷）千葉十郎（葛黒）佐藤梅太郎（与助岱）大川昭一（三ノ渡）柏木アイ子（上舟木）畠山勉（松山）堀部登久子（葛黒）佐藤重治（品類）佐藤レイ子（吉ヶ沢）畠山小八郎（大畑）布田久直（品類）佐藤レイ子（吉ヶ沢）畠山春美（高森岱）塙野貞次（南鷹巣）近藤エミ（中屋敷）佐藤正義（高森岱）塙野貞次（南鷹巣）田口（舟場）佐藤四郎司（坊山）中島キク子（川口）畠山春美（高森岱）塙野貞次（南鷹巣）田口（舟場）佐藤四郎司（坊山）

（本郷）長岐香寿子（本郷）佐藤光喜（根木屋敷）千葉十郎（葛黒）佐藤梅太郎（与助岱）大川昭一（三ノ渡）柏木アイ子（上舟木）畠山勉（松山）堀部登久子（葛黒）佐藤重治（品類）佐藤レイ子（吉ヶ沢）畠山春美（高森岱）塙野貞次（南鷹巣）近藤エミ（中屋敷）佐藤正義（高森岱）塙野貞次（南鷹巣）田口（舟場）佐藤四郎司（坊山）中島キク子（川口）畠山春美（高森岱）塙野貞次（南鷹巣）田口（舟場）佐藤四郎司（坊山）